

学校法人東京医科大学役員の報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京医科大学寄附行為に定める役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(指定職)

第2条 理事のうち、理事長、学長及び常務理事並びに監事のうち常任監事（以下「指定職」という。）の報酬は、国家公務員指定職俸給表に定める俸給月額のうち、別表の指定職俸給基準に定める号俸とする。ただし、同表が改正された場合、改正後の同表が施行された後の最初の4月1日から改正後の同表を適用するものとする。

2 指定職のうち、「学校法人東京医科大学給与規程」（以下「給与規程」という。）に定める扶養家族がある者に対して、給与規程に定める家族手当に相当する額を支給する。

3 指定職に対しては、給与規程第4条第1号から第3号までに定める給与を支給しない。ただし、給与規程第61条に定めるその他の手当は、この限りでない。

4 指定職に対しては、期末賞与として、給与規程に定める期末手当に準じて、理事会の決議により定める額を支給する。

(職員を兼務する理事)

第3条 職員を兼務する理事の理事としての報酬は、月額55,000円とする。

(その他の理事)

第4条 指定職及び前条に定める理事以外の理事の報酬は、月額205,000円とする。

(理事に対する特別加算報酬)

第5条 理事会の決議により業務を分担した理事のうち、理事長が特にその業務を困難と認める場合は、特別加算報酬を併せて支給することができる。

2 前項の特別加算報酬の額は、理事長が定める。

(監事)

第6条 常任監事以外の監事の報酬は、月額205,000円とする。

2 理事長及び監事全員が特に困難と認める任務を監事が遂行した場合には、特別加算報酬を併せて支給することができる。

3 前項の特別加算報酬の額は、理事長及び監事全員の同意により定める。

(報酬の支給日)

第7条 報酬の支給日は、原則として給与規程に定める給与支給日とする。

(減額)

第8条 役員が、この規程に基づき受ける報酬について、役員が減額に同意した場合には、その減額後の金額を報酬とする。ただし、期末賞与の算定にあたってはこの限りでない。

(雑則)

第9条 指定職については、給与規程に定める通勤手当を支給する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、平成17年8月1日施行の「学校法人東京医科大学役員等の給与内規」は廃止する。
- 3 第8条の規定は、令和3年10月31日をもって効力を失う。